

第5回高知県行政改革検討委員会

日 時：平成21年11月17日（火）18:00～19:55

場 所：高知共済会館

出席者：高知県行政改革検討委員会

根小田会長、衛藤委員、岡林委員、坂本委員、高村委員、遠山委員、那須委員、
西森委員、水田委員

高知県

恩田総務部長、久保総務部副部長、田村総務部副部長、門田行政管理課長、
山本人事課長、西岡執行管理室長、勝賀瀬分権広域行政課長

（根小田会長）

定刻になりましたので、ただ今から、第5回高知県行政改革検討委員会を開会いたします。

本日は、那須委員が少し遅れるという連絡をいただいております。

本日の議題は、お手元にありますように、1点目が「市町村への権限移譲について」、2点目が「公社等外郭団体の改革について」でございます。

今回も各議題ごとに県から説明をいただきまして、その後、質疑応答を行って、次の議題に移るという形で進めさせていただきます。

資料は、事前にお配りしておりますので、ご覧いただいていると思います。説明は、重要な部分を中心に簡潔にお願いします。

それでは、まず最初に、議事の1番目「市町村への権限移譲について」、分権広域行政課から説明をお願いいたします。

「議事（1） 市町村への権限移譲について」

（勝賀瀬分権広域行政課長）

分権広域行政課の勝賀瀬と申します。よろしく願いいたします。

県から市町村への権限移譲につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料1をお願いいたします。

「都道府県から市町村への権限移譲について」としておりますけれども、まず、県内の市町村の状況等をご説明させていただいた上で、権限移譲の取り組みなどについて、ご説明したいと思います。

資料の1ページをお開きいただきますと「高知県の市町村の状況」という地図をつけて

おります。その資料の下側に表のような形で、市町村の数などを挙げておりますけれども、高知県は、先の合併で 34 市町村となりまして、中核市が 1 つ、市が 10、町村が 23 という形に再編されております。

それで、全国との人口の平均などの比較をしております。その表の中頃になりますけれども、まず市のところをご覧いただきますと、県内の 10 市の平均人口は 29,000 人。一方で、全国でどうかと言いますと、これは政令市などを除いた平均ですけれども、91,000 人というのが全国の平均的な市の姿でございます。

これを県内で少しイメージしていただきますと、物部川流域の南国市、香南市、香美市、この 3 つを合わせまして、人口が 11 万ほどでございます。ですから、全国的には、この 3 つを合わせたぐらいの規模が、平均的な市の形ということになります。

一方で、町村はと言いますと、平均人口は 7,000 人ほどということで、資料の中で、うち 1 万人未満、という町村の数を挙げておりますけれども、県内で 1 万人未満の町村が 19 ございます。この 19 がどうかということでございますけれども、先の合併で全国的には非常に町村の規模が大きくなりまして、全国では 1 万人未満をきる町村は 470 ほどになっております。その 470 の中で高知県は 19 ということで、なんとなくそうかなという感じもございますが、実はそのうち、かなりの部分は北海道にございます。

それで、四国の中でどうかということを見ますと、愛媛県は 1 万人未満の町村が 2 つになりました。香川県は 1 つです。そういう中で、高知県は 19、小さな町村が残っておるといのが現状でございます。

資料 2 ページをお願いいたします。2 ページに全国の概況を挙げております。市町村の数が 3,230 余りから、来年の春には 1,750 余りというところでございます。

そして、下の表に人口規模もございますが、1 万人未満というところで、来年の 3 月には 465 という状況になっております。そして、国民の人口のおよそ 9 割は全国的にも「市民」という形になっておるといのが現状でございます。

そうした中で、市町村への権限移譲の取り組みでございます。3 ページをお願いいたします。権限移譲につきましては、平成 12 年に地方分権一括法というものが法制化された際に、条例によって県の権限・事務を市町村に移譲するということができるようになりました。資料の中ほどに「地方自治法第 252 条の 17 の 2」というところがございます。「知事の権限に属する事務の一部を、条例により」ということでございます。こういった形で市町村が県の事務を処理できるようにした背景、制度の趣旨を挙げておりますけれども、1 つは「住民の皆様の利便性の向上」といのがございます。これは一例を挙げますと、例えばパスポートの交付ですとか、あるいは身体障害者の皆さんへの手帳の交付のような事務は、現在、県がやっておりますが、そういったものをより住民の皆様に近い所で処理をしていく、そういったことで利便性を向上させていくというものでございます。

2 つ目が「住民の意向の的確な反映」としておりますけれども、地域のことは地域で決めて実行していく。そういった地方分権の時代の中で、市町村自身が地域のサービスを決

めて実行していくと。そういったことを出来るようにしようとするものです。

さらには「地域の活性化」とございますけれども、基礎自治体である市町村における総合行政を推進していく。

例えば、それぞれの町村の町づくりのために、実は今、いろんな形で県が許可、あるいは認可という形で関わっております。それを市町村に権限をお任せすることで、市町村自身で総合行政を行っていく可能性が広がる。そういったことをねらいとして、制度化されたものでございます。

4 ページをお願いいたします。本県における権限移譲の状況について挙げております。

「これまでの取り組み」ですが、平成 17 年 2 月に「市町村への権限移譲計画」を策定しまして、住民に身近なサービスですとか、地域の実情にあった地域づくりにつながるような事務について、8つの分野、66 の法令に基づく事務を「移譲候補事務」として市町村の皆様にお示しをしました。そして、市町村の申し出を基本に、これまで権限移譲を進めてきております。

具体的に移譲計画の概要を挙げておりますけれども、例えば、福祉の分野では、先ほど少し触れました身体障害者手帳の交付のような事務から、保育所の設置の認可のような事務。また、環境という分野でいいますと、浄化槽の設置の届出ですとか、4 番に「まちづくり」として挙げておりますけれども、農地の転用の許可ですとか、さらには 8 番「その他」として挙げております、パスポートの交付事務。こういった事務について、市町村の皆さん、ぜひ移譲をご検討下さいということで取り組んできたところでございます。

実際に、これまでに移譲が実現したものはといいますと、そこに挙げておりますような 8 つの事務に留まっているというのが、現在の状況でございます。

5 ページをご覧くださいますと、下に「市町村への支援策」ということで挙げておりますが、権限の移譲を受けていただく市町村に対しては、財源的な面での措置、あるいは人的な面での支援、そういったことについても、県として対応していきますということで取り組んできたところでございます。

ただ、結果としてこういった状況でございまして、後ほど少し触れますが、全国的な状況から見ると、進んでいるという状況ではないと感じております。

また、こうした状況の背景につきましてよく聞かれますけれども、やはり基礎自治体、市町村の状況が、非常に小さな町村が多いということ。また、財政的にも厳しいという環境の中で、県から事務を受けてやっていこうという状況になりにくかったという面が 1 つにあらうかと感じております。

6 ページ以降につきましては、現在、県が事務処理条例で市町村に移譲している事務の一覧を挙げております。いくつかご紹介しますと、例えば、3 の「ふぐ取扱い条例」ですとか、あるいは「動物の愛護及び管理に関する条例」ですとか、さらには (20) をご覧いただきますと、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化」云々という法律がございます。これは、有害鳥獣、猪とか猿とか、県内でも非常に大きな問題になっておりますけれども、そういった

ことに対する捕獲の許可、その事務も従来は県がやっておりました。それを市町村にお任せするというので、スピーディーな対応が可能になっておる、そういった事務でございます。

また、8ページの(26)をご覧くださいますと、「母子保健法」の未熟児等の訪問指導の事務を挙げております。これは、未熟児の訪問指導について、県がやっていたものでございますけれども、より身近な所で対応していくということで、よりその地域にあった対応がとれるということで、今年度から中芸広域連合に移譲しておるものでございます。そういった形で、現在、移譲を行っております。

10ページをお願いいたします。10ページには、全国の状況を挙げております。全国的には、どんどん権限移譲は進んできております。

そこに少し一例を挙げておりますけれども、左側に移譲しておる法律、あるいはその事務を挙げておまして、その横に移譲実績のある都道府県の数。都市計画法でしたら、47ですから、全ての都道府県で移譲が行われておるといえるものです。

そして、その隣に書いておられますのが、現在の県の権限移譲計画への位置づけでございます。○というのが位置づけておるもの。そして右端が本県で既に移譲しているかどうかというところでございまして、×というのが移譲できていないものでございます。

移譲実績が非常に多いものをいくつか並べておりますけれども、高知県の場合をご覧くださいますと、×がかなりございます。全国的には権限移譲が進んでいる一方で、高知県は権限移譲がまだまだという状況がございます。

11ページをご覧くださいますと、市町村に移譲している事務についての市町村の評価でございます。これは政府の地方分権改革推進委員会の資料から一部を抜粋したものでございます。

例えば、都市計画法の開発行為の許可、こういったものについて、市町村自身のまちづくりの方針に沿って、独自に判断ができるようになっておるといようなもの。また、その下の屋外広告物法で、違反屋外広告物の除去につきましても、これは、現在県がやっております。ただ、こうしたものにつきましても、市町村に任せていくという中で、苦情が入るとすぐに現場へ出向いて対応ができるようになっておると、そういった評価もでございます。

また、下から2つ目の母子保健法のところをご覧くださいますと、市町村が実施している母子保健の業務と一体的に実施することができるようになったということで、総合的で効果的なサービスに繋がっておると、そういった評価もでございます。

次に12ページをお願いいたします。12ページには、先進的な取り組みを進めているいくつかの県の状況を挙げております。広島県では、105の法律に基づく事務を移譲していく、そして、基礎自治体の規模による差を設けることなく大幅に移譲していくと、そういった取組が進められております。

また、一番下に島根県の例を挙げておりますけれども、こちらは本年の4月からでござ

いますけれども、全ての市町村が独自に福祉事務所を設置して、生活保護の事務を実施する、そういった体制を作っております。現在、この生活保護の事務につきましては、町村については、県が福祉事務所を置いて担当しております。市については、市自身が福祉事務所を設けて事務に当たっております。そういった取り組みも全国的には動いてきているという状況です。

そして、13 ページに国の動きはどうかということを挙げております。国でも基礎自治体に関する地方分権改革の動きがあります。まず「市町村への権限移譲」についてですけれども、昨年5月に地方分権改革推進委員会から政府に勧告が出されておりますが、その内容は、県から市への大幅な権限移譲が必要であるというものでございまして、64 法令 359 事務を挙げております。そこに例示しておりますような、開発行為の許可ですとか、あるいは、保育園、老人ホームの設置認可のようなもの。さらには農地の転用許可のようなもの。こうしたものは、現在の法律を書き換えて、まず市に移しなさいという考え方でございます。

そして、町村につきましても、3 法令 28 事務を法律を書き換えて移すべきだと、そういった考え方が示されました。

こうした考え方で、市と町村に非常に大きな違いがあるというふうにお感じなると思いますが、その背景としましては、やはり先の合併で、市を中心に市町村の体制整備が進んだというのが1つの考え方、背景でございます。

一方で、町村はといいますと、人口が300人を切るような離島の町村などもございますので、一律に法律を書き換えて移すというのはどうかということで、こういった形になっておりますけれども、そういった町村にあっても広域連携などの手法を使いながら、積極的に権限移譲を進めていくべきだという考え方も出ておるところでございます。

そして、その下に挙げております法令による義務付け等の見直しというものでございますが、これは昨今、新聞でもいろいろ出ておりますが、いろんな施設とかの管理基準なんかを国が一律に決めておると。それについて、それぞれの自治体が条例で定めることができるようにするべきだと。自治体の自由度を高めていくべきだと、そういった勧告でございました。

こうしたことを考えますと、今後、市を中心にいろんな権限移譲が進んでいく、そしてそういった権限を受けた市町村は、自らの判断でいろいろな基準を考えながら、政策、まちづくりを進めていくことができると。そういったことが見えてまいります。

一方で、そういった権限を持たずにやっていく町村と、移譲を受けて積極的に取り組んでいく町とで、いろんな面で違いが出てくるということが考えられると思っております。

そうした国の動きもある中で、県として今後どうかということでございますけれども、国の動き、新しい政権の動きが不透明な部分もございまして、動向を注視しながら、これまで以上に積極的な権限移譲というものに取り組んでいくことが必要だと考えておるところでございます。

資料の14ページ以降につきましては、政府の委員会の勧告ですとか、その勧告で示されております法律の一覧を挙げております。時間の関係もございますので、説明は省略させていただきます。

以上、権限移譲につきましてのこれまでの取り組み、あるいは全国的な動きなどについてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(根小田会長)

はい、有難うございました。

それでは、質疑、意見交換を行います。ご質問、ご意見等がございましたら、どなたからでも。

はい、どうぞ。

(遠山委員)

12ページの広島県の例なんですけれども、「基礎自治体の規模による差を設けることなく」というのが入っているんですけど、確かに合併状況を見ると、広島県の場合は相当進んでいますので、規模の差といっても高知県ほどのことはないんだろうとは思いますが、特段これで問題というのは起こってないんでしょうかね。その辺の状況が分かれば、教えていただきたいと思います。

(岡林委員)

今の質問に関連して。広島県のこともそうですけど、5ページで、高知県において8つの法令に基づいて実現したもの。結局、県の業務をアウトソースとか指定管理者制度によって、事業者へ委託し、やってもらうというようなことは、県が委託先、あるいはアウトソースしたところを点検、調査できるわけですね。

そうすると、同じ地方公共団体で、市町村に移譲したものが、県がやっておる時とどう違うのかと。むしろ積極的に効果が上がっておるほうが我々も安心するわけなんですけれども。そういうことで8つの法令に基づく分野については、県から見てきちっとできていると、むしろ良かったなど、こういう分析はできますかね。

(勝賀瀬分権広域行政課長)

広島県につきましては、これまでのところ、特に大きな問題というのは、お聞きしておりません。

ただ、当然、事務の内容によっては、いろんな受け止めというものがあるんだろうと思います。そのあたりは、これからお話もお聞きしながら、今後の取組を考えていかなければいけないと思っております。

それから、この8つについてでございますけれども、例えば、8つの中に「浄化槽設置

の届出」というのがございます。これを例にとりますと、これは土佐町だったと思うんですけども、やはり清流保全というものを町として大事にやっていきたいということで、町としても農業集落排水などの整備をしております。

一方で、これまで浄化槽の設置については、県が窓口となっておって、トータルとしての管理が十分及ばないという部分があったと。それが町として浄化槽についての事務も担当することで、総合的な清流保全対策、あるいは環境対策への可能性が広がったといったお話もお聞きしております。

また、それ以外の農地転用許可等につきましても、町村で処理していただくことで、町村の職員からすると、大変な部分も恐らくあると思いますけれども、それによって町づくりの可能性が広がるという面はあると思いますので、そこのあたりは権限移譲の効果という部分ではないかと思っております。

(根小田会長)

はい、その他いかがでしょう。

パスポートの話がありましたけど、パスポート事務の移譲は進んでないわけですね。そうすると遠くの県民はどこでやるんですか。

(勝賀瀬分権広域行政課長)

現在は、幡多、安芸、それから須崎だったと思いますが、週に何回か、曜日、あるいは時間を決めまして、県の職員が、受付、あるいは交付という事務を行うことにしております。

(根小田会長)

パスポートの件だけでなくもいいんですけど、進まない理由として、小規模な市町村が多くて、財政的にも苦しいという話なんですけど、具体的に、例えばパスポートの話を持っていった時に、市町村ができない理由として挙げてくるのは何ですか。

(勝賀瀬分権広域行政課長)

パスポートについて、個別に直接聞いたことはございませんけれども、ただ、今回、国の動きを市町村にも説明する中で、やはり市町村としてもスリム化というものについて、厳しい財政の中で取り組んでいると。そうした中で、今まで県がやっていた事務を、新たに自分達で引き受けてやっていこうという状況にはなかなかならないというのが、率直な感想として返ってまいります。

ただ、我々としましては、小さい所が多いからということで、もう権限移譲は無理ですね、ということではなくて、やはり住民の皆様のサービスの向上ですとか、そういったことを進めていく上でも、例えば広域でそういった権限移譲に対応していくと。一例を挙げ

ますと、パスポートのようなものも、全ての市町村でそういった事務をやるということが難しいということであれば、例えば幡多ブロックでしたら、幡多圏域で権限移譲を受ける体制を用意していくとか、そういったことで住民の皆さんの利便性を上げていく可能性も含めて、市町村の皆さんと協議をしていきたいと考えております。

(遠山委員)

今、聞きたいと思っていたところはそこなんですけれども、分権推進委員会の1次勧告の中にもそういうくだりが確かあったと思うんですけれども。要するに、市町村がしんどいからあきらめるんじゃなく、できるものは広域でと。その辺のこれまでの取り組み、中芸が一例としてあるんですけれども、これまでの市町村側の反応としては、広域での取り組みについてはどうだったんですか。

(勝賀瀬分権広域行政課長)

1つは、平成12年頃からいわゆる合併の議論が出てまいりました。高知県の場合、合併を実際にしたのが平成17年度という自治体が非常に多くなっております。そういう中で、合併の議論をやりながら、権限移譲というのはなかなか議論できないということもございましたし、合併をした所はした所で、合併後のいろんな事務の調整などの作業も大変でございました。そうした中で、なかなか最近まで、具体的な議論というものが十分できていなかったというところがあるのではないかと考えています。

そういう中で、平成21年度になりまして、合併した所も3年目4年目という状況になりまして、いろんな議論ができる状況にもなってきていると思いますので、広域で対応することも含めて議論をしていきたいと思っております。

(那須委員)

4ページにある「これまでの県の取り組み」の中の「住民に身近なサービス」とか、「地域の実情に即した地域づくりにつながる事務」ということで書いているんですけど、先ほどの広域でやれば良いという話の前に、1つ1つの事務を地方に持っていくと、本当に効率的なのかどうかというチェックとか、あるいは、もし効率的でないとなれば、従来どおり県でやると。その代わりに、例えば、利便性を損ねないように、個人情報の問題があるかもしれないですけど、ネットを利用するとか。いろんな方法があると思うんですね。私が知っている淡路島のある市は、自分の家からネットでいろんなサービスを利用できる、住民票を請求したりできると、そんなふうに聞いています。

それと、もう1つは、権限に基づく判断という観点で見た時に、下ろすのが適切なのかどうかという判断軸が、ここには抜けている気がします。そういうことは、これまでもチェックして下ろしているのかどうか、その辺を教えてください。

(勝賀瀬分権広域行政課長)

1つは効率性というお話でございますが、これは当然大事な要素の1つでございます。

県内の市町村の状況を見ましても、30万人の高知市は抜きにしまして、人口5万人の南国市から人口が500人程度の村までございます。ですから、それぞれの市町村の状況に応じて、市町村からの申し出ということを基本に、これまでは取り組んできておるところでございます。

また、下ろすことが適切でないというふうな判断というお話がございましたが、現在、権限移譲計画に挙げておりますのは、それぞれの市町村にお任せしても問題がない、あるいはお任せすることで市町村の総合行政、まちづくりの可能性が広がるといったものを考えています。

一例を申し上げますと、農地転用の許可の例です。これはそれぞれの市町村の中で完結するような事務につきましては、対象といたしますけれども、当然、複数の市町村にまたがるようなものもございます。こういったものは、お任せするというにはならないということで、そのあたりはさび分けをしながら考えているところでございます。

(那須委員)

まさに今、事例として挙げられたものが、私は過去の経験からすごく気になります。

地域に密着している自治体であるが故に、適切な判断ができないこともあるんですよね。そういう事例を数多く見てきたので、本当に今の説明で良いのかなということを疑問に思うし、他にも例が頭に浮かびます。そういう判断基準で仕分けするというのも必要なんじゃないですか。

(勝賀瀬分権広域行政課長)

いろんな事務のお話をいたしますと、あまり身近でない、むしろちょっと距離感を持って判断していただくのが良いんじゃないかという事務も確かにございます。これはそれぞれ皆さんによって考え方は違うと思うんですけれども、そうしたことも含めてやはり市町村の皆さんと協議をしながら、権限移譲というものを進めていかなければいけないと思っております。

(恩田総務部長)

効率性のお話が出たんですが、正直なところ、今、県の権限移譲というのは、市町村の申し出、同意がないといけないですから、市町村の申し出によってやっています。見ていただければ分かりますとおり、いくつかの市だけというのがあります。これは県と市町村との事務効率という面からすれば、権限移譲するんだったら全部でやっていただければ効率が良いわけなんですよ。虫食い状態でことここはやるけれども、他のところはやらないんで県がやりますとなると、1つの地域の中で1ヶ所だけ県がやらなきゃいけないと。

これは事務の効率性という点からすれば、非常に非効率であると思います。ですから、例えば、他県とか、なるべくまとめて全部下ろすということをやっています。例えば、さっき言った規模が違う所に別々にするという考え方もあるんですけども、効率性から言うと非常に悪いわけなんですよね。

ですから、そこら辺を、例えば広域単位で全部下ろすのか、それとも各市町村に全部下ろすのか。そこら辺は少し考えていかないと、中途半端に、県も仕事をします、市町村も仕事をしますということになると、事務の効率性という意味では、非常に悪いということだけはお伝えさせていただきます。

(根小田会長)

他、いかがですか。高村委員。

(高村委員)

そここのところを聞こうと思っていたんですが、例えば、これは同友会の中でも議論していたことで、民間にできることは民間に、それから市町村にできることは市町村にという提言を以前させていただきました。その時に、同時に広域行政的な取組もやっていくようにと、それは市町村のほうにお願いすると。

つまり、大川村とか人口が少ないところでは、こういうことを下ろそうと思っても下ろせないんですけど、近隣の市町村で、例えば、土佐町とかそういう所においてお願いできることはお願いして、大川村の人は県庁まで行かなくても土佐町で事が足りるというふうに、得意分野に関しては、大川村ができることは大川村がすると。逆に土佐町のことを大川村がするというような、そういう役割分担をしながらやっていったらどうかということを提言の中に書いていたと思いますので、それをちょっと言わせていただきます。

(勝賀瀬分権広域行政課長)

お話のような視点は、非常に大事だと思っています。

現状で、小さい市町村が多いから駄目だということじゃなくて、いろんな可能性、手法というものを考えながら進めていくということが大事だと思っています。

その中で、役割分担を行いながら対応していくというものもあると思いますので、視点の1つとして持ち、取組を進めていきたいと思っています。

(根小田会長)

その他いかがでしょうか。

地方分権推進委員会の第1次勧告の抜粋がありますけど、最後の所の議論で、市町村合併の議論とかがずっと出ているところで、総務省サイドから出てくる議論なんですけど、

市町村、イコール基礎自治体、イコール総合行政主体みたいな考え方があります。合併をすることによって、総合行政主体としての能力が高まれば、そこへ県から権限移譲ができるんじゃないかと。そうすると、広域自治体は、もっと広域的な業務に専念できると。そうすると広域的業務そのものをもっと効率的にするために、道州制にした方がいいんじゃないかという議論をやっているわけですね。

それは、日本全体の中でいうと一部にしか当てはまらないと思います。全ての地域に当てはまらないわけで、机上の理論だと私は思っています。

だから、権限移譲を考える場合の観点としては、高知県の実情に即して、どういう権限を市町村に移譲することが望ましいのか、必要なのか、ということを考えて、その上で単独の市町村でできないケースについては、広域でやるような仕組みをどうやって作るのかということを考えてやるしかないと思うんですよね。やるならばですよ。

そういう独自の知恵を働かせてやらないと、分権推進委員会なり総務省サイドの議論をそのまま持ってきて、権限移譲が望ましいぞと。市町村は総合行政主体だと。そこへ移譲したらいいじゃないかというような議論では、ストレートにはいかないと思います。その辺のことは、もう少しケース・バイ・ケースで具体的に考えていく必要があるんじゃないかと思っております。

(遠山委員)

根小田会長のお話にも関連するんですけど、本当にこれから先どうなっていくのか分からないところだと。地域主権国家という看板を掲げていますので、おそらくその通りに行けば、国からの権限移譲、当然、財源、人を伴うものでないといけないはずなんですけれども、ガバッと下りてきた時に、高知県の今の実情で言えば、根小田会長が言われるような視点というのが、ますます重要になってくるという感じがします。

(岡林委員)

基本的には、市町村に移したほうが良いという思いは当然もっていますし、市町村への支援策を打ち出しながら権限移譲すると。だから、それを見て判断するのは市町村側ですから、なかなかうちのほうはできないというところがあってもそれはやむを得ないと。

それとは反対に、ここに66業務を出していますけれども、それ以外に、こんな業務をやりたいというようなことはないのかどうか。

それと、7ページの(22)の「地方自治法に基づく事務」で、「新たに生じた土地の確認の届出の受理等」は、本山町と土佐町だけですね。これは極端に言うと、全市町村、各市町村に移らないというのは、何か理由があるんですか。

(勝賀瀬分権広域行政課長)

この届出の関係は、正直なところこれまでお話があったのが、ここの3つというところ

だと思います。他の 31 市町村にこれをどうかという具体的な話は、私自身はやったことは
ございません。

あと、これまでに相談があったけれども、その事務の内容が移譲に馴染みにくいといっ
たことで、移譲ができていないというケースも若干ではありますが、あったようでござい
ます。

(根小田会長)

その他、権限移譲の問題についてございませんでしょうか。

そしたら、2 番目の議題、「公社等外郭団体の改革について」行政管理課の説明をお願い
します。

「議事（2） 公社等外郭団体の改革について」

(門田行政管理課長)

行政管理課の門田でございます。よろしく申し上げます。

それでは公社等外郭団体の改革について、ご説明いたします。

資料 2 でございます。1 枚めくっていただきますと、2 ページに現行プランを抜粋して
おります。アンダーラインの部分でございます。県が基本金等の 25%以上を出資している
団体、株式会社を除く 44 団体について、このプランができる前でございますけれども、16
年 3 月に改革の基本方針「公社等外郭団体の改革について」を取りまとめいたしまして、
原則、廃止又は民営化することを前提に、団体の必要性について抜本的な点検評価を行い、
各団体ごとの 16 年度から 5 年間の改革実施計画を策定ということを記載しております。

ですので、現行プランというよりは、この 16 年 3 月の改革の基本方針に基づいた実施計
画という形で進めてきております。本日は、この部分を中心にご説明いたします。

資料の 4 ページをお願いします。「これまでの公社等改革の取組方針」ということで記載
させていただいております。16 年 3 月、先ほども説明しましたけれども「公社等外郭団体
の改革について」を策定いたしました。県が基本金の 25%以上を出資する団体、株式会
社は除くという形で 11 団体について、16 年 3 月に改革の基本的な方向を出しました。残る
33 団体につきましては、17 年 3 月に、改革について(Ⅱ)ということで策定しております。

当時、株式会社を除いた理由としましては、株式会社は、基本的には県が関与すること
なく、利益を上げることを目的に経営をしているということで、株主との関係の中で経営
改善が図られるべきだという判断に基づくものでございます。この当時は、株式会社、商
法法人を除いております。また 25%以上というラインを設けましたのも、地方自治法の規
定で、監査委員による監査、外部監査の対象が 25%以上出資している団体となっており、
県の関与の度合いが高いものとして、これに準じた考え方によるものでございます。

改革の基本的な方向としましては、4ページ中段でございます。「原則廃止又は民営化の方向で検討する。存続の場合はその理由を明らかにする」、「団体に対する県の人的、財政的支援を縮小・見直しする」、「民間との役割分担を見直して、民間の活力を徹底して活用する」となっております。

また、存続させる場合におきましても「効率的な組織体制、役員の縮小・団体内外での兼務化」「県派遣職員の縮小。また、役員には原則として県OBを充てない」「給与等は団体の組織体制、財務状況に応じた制度とし、役職員の職務と責任に応じ、かつ業績を反映した運用を行う」「県に準じて、情報公開、個人情報保護の制度整備を行う」ということにして、取り組んできたところでございます。

団体の基本的な方向を定めるにあたりましては、団体そのもののあり方をゼロベースで点検・評価しますとともに、他団体との統合の可能性についても検討いたしました。その結果を5ページ以降の表にまとめております。

詳しくは資料3、4でございますけれども、見ていただけたらと思います。

この表の部分につきましても、詳しい内容、その全文は資料3、4でございますけど、表の部分でグレーで着色している部分につきましては、既に廃止した、もしくは県出資率が25%未満になった団体でございます。それと当時の方針と少し状況が変わっている部分につきましては、備考欄にその内容を記載しております。なお、個別の団体の今後の方針につきましては、機会を改めて、またご議論していただきたいと考えております。今回はこれまでの流れということで、廃止された団体が、こういう形であるという一覧表をつけておりまして、今後議論していただく時に詳しくご説明したいと考えております。

8ページに「主な実績」ということでまとめております。(1)に「対象団体数の減」ということで、平成15年度には先ほど申しました44団体がございました。平成21年度は33団体プラス1団体、この1団体は、8月に新たにできた高知県地産外商公社ですが、改革の対象となった44団体は33団体に減少しております。

その内訳は、廃止が5団体、統合が2団体、出資割合の見直し、県の関与の度合いを低めようということでの出資割合の見直しが4団体ということになっておりまして、11団体が減っているということになっております。

また、事務局の一元化としまして、外郭団体の組織運営や効率化に資するため、事務局の一元化、役員の兼職化に取り組みましたものが、平成15年度においては、高知県農業公社と高知県農業会議。農業会議は外郭団体ではございませんが、農業公社と事務局の一元化をしたと。それから平成16年に、いわゆる地方3公社、高知県土地開発公社、道路公社、住宅供給公社も事務局を一元化したということでございます。

次に、9ページの「県の人的関与の縮小」でございます。県職員を公社等の役員として派遣している人数につきましては、平成16年の14名から7名へ。派遣職員数につきましては、平成16年の106名から平成21年の79名と。8月に地産外商公社へ新たに派遣しました5名を含めてでございますけれども、79名となっております。

その他、情報の公開の推進といたしましては、県の情報公開条例や個人情報保護条例の中に、公社等も同条例の趣旨に沿うようにという規定を設けております。それぞれの団体で規定を整備して取り組んでおります。また県のホームページにおきましては、団体の経営状況を公開しております。

2つ目のマルのところ「指定管理者制度への対応」ということで、この公社改革の後、指定管理者制度が導入されましたので、15年度の段階では、9つの外郭団体が19施設を受託管理しておりました。平成21年度につきましては、7つの外郭団体が14施設で指定管理の指定を受けて、管理しております。下の枠の中にこれまでの公社等から移った分を載せております。

その他、当初の方針では、役員には原則としてOBを充てないとしておりましたが、その後、外郭団体の意向も踏まえながら、ケース・バイ・ケースで判断をするというふうに、この方針については、少しニュアンスを変えて、議会にも説明をしてきております。

少し経緯を説明いたしますと、県の厳しい財政状況や民間企業などと経費の面でも競い合う必要のある指定管理者制度の導入など、外郭団体を取り巻く状況も大きく変化をしてきておまして、これまで以上に経費削減の必要性が増してきたと。その中で外郭団体が必要な人材、民間人も含めて広く適材適所で求め、かつ、人件費の軽減を図ろうとする場合、知識や経験を有します県職員OBを活用することは、有効な手立ての一つだということで、引いては、それが県職員の定員の適正化にも繋がると。現職で派遣するよりは、定員の適正化に繋がるということで、こうした理由から、県としましても外郭団体の意向を踏まえながら、ケース・バイ・ケースで判断していくことといたしました。

その場合でも、県として職員を処遇することに主眼をおいて、組織的に対応することなどは厳に慎み、天下りなどの批判を受けることがないようにする必要がございました。このため、再就職先の団体からは、退職金を支給しない、報酬等の額についても外郭団体の厳しい経営状況等を勘案いたしまして、見直し、上限額を県として設定して、各団体に通知をしておるところでございます。

国家公務員の天下りに対する批判が非常に大きいわけでございますけれども、数年勤めただけで多額の退職金が支給されるというような、そういう天下りの仕組みとはまるっきり違った形で、退職金は支給しない、人材の活用という面でやっております。

また、昨年からは、県を退職する管理職員には再就職先の報告を求めておまして、その結果につきましても、ホームページで公表をしております。公平性・透明性を高めておりますし、これらの取り組みによりまして、県民の皆様から批判を受けることのないよう努めているところでございます。

1ページめくっていただきまして、公社等の経営状況でございます。11ページからの表には、県が25%以上出資いたします株式会社も含めました38団体の出資の状況、平成20年度の決算の状況、役職員数を一覧表にまとめております。

10ページは、平成20年度の決算をもとに、特に負債が大きく県が損失補償を行っている

ものと、2期以上連続して経常赤字が生じている団体をリストアップしております。

多額の負債を有し、県が損失補償を行っている団体が6団体ございます。これらが万が一、経営が破綻した場合、県が金融機関に対しその損失を補償する必要がありますし、平成21年4月から全面施行されました地方財政健全化法の規定で、公社等の負債・債務の一定部分が県の財政健全化判断比率の一つでございます将来負担比率に参入されるようになったこともありまして、特に経営状況に留意する必要があるものでございます。

また2期以上連続して経常赤字が生じている団体が、土地開発公社を含めて4団体。さらに、県が出資する、2期以上連続して経常赤字が生じている株式会社が2社ございます。

先ほどご説明したとおり、本県では、これまで株式会社は公社改革の対象からは除外してきておりましたけれども、地方財政健全化法の施行を機に、総務省から第三セクターの抜本的な改革を推進することが要請されております。その対象には、当然、株式会社も含まれておりますので、改めて株式会社の経営状況も今回はチェックして、その内、経営状況が悪化している2社をリストアップしたところでございます。

13ページをご覧くださいますと、10ページにリストアップしました団体の経営状況をまとめております。先ほども申し上げたところですが、ここに掲げている団体を中心に、回を改めまして、個別の経営改善策や改革の方向性についてご議論いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして14ページでございます。先ほどの公社改革の方向性を定めました平成15年度、16年度からの行政環境の変化として、2点挙げさせていただいております。

まずは、地方財政法の一部改正でございます。21年4月から地方財政健全化法が全面施行されまして、第三セクター等の負債の一定部分が県の健全化の判断に反映されるようになったと。県の健全化のためにも公社等の経営を改善して、存廃を含めた抜本的な見直しをする必要があるということになります。

このため、国のほうでも、平成21年度から25年度までの時限的な措置として、第三セクター等の整理、または再生のために、特に必要となる経費を対象とする地方債、第三セクター等改革推進債が制度化されたところでございます。

これにつきましては、これまで多額の負債を抱えても一括処理する財源がないために、毎年少しずつ補助しながら結論を先延ばしにしてきたような団体も、こういう起債を使って、きちんと将来のことを決めなさいというのが国の考え方ということで、こういう制度が作られました。

損失補償を行っております第三セクターの法的整理を行う場合ですとか、土地開発公社、道路公社が解散ということになった場合、もしくは不採算事業の廃止を行う場合にこの起債が活用できるということになっております。

15ページにその概要を記載しております。5番に「財政措置」ということで、起債の償還にかかる利息の一部については、必要に応じて特別交付税の措置が講じられるということになっております。最近の総務省の説明会では、あまり期待をしないでくださいという

ことが、あったようでございますけれども、こういうスキームがあるということでございます。

2点目につきましては、公益法人の制度改革でございます。これは県が出資するという意味ではございませんが、公益法人について抜本的な改革が行われております。

1枚めくっていただきまして16ページになります。既存の社団法人・財団法人につきましては、平成25年11月末までに公益社団法人・公益財団法人、もしくは一般社団法人・一般財団法人への移行申請を行う必要があり、いずれの申請もしない場合は解散ということになります。

本県の団体で今のところ新公益法人へ移行しましたのは、高知県森と緑の会が、今年7月に公益社団法人に移行した1件のみでございます。その他はまだ申請には至っておりませんし、公益法人に移行するか、一般法人へ移行するかということ自体もまだ決めかねているという団体も少なくないところでございます。

公益法人となった場合には、税制上のメリットがございます反面、法令で定められました公益認定基準を遵守しなければならないなど、事業活動の制約が多くなるという面があります。

一方、一般法人へ移行した場合は、ある程度、柔軟に事業を実施できますものの、税制上の優遇措置が少ない、また移行時に所有していた財産を公益目的、支出計画に沿って支出しなければならないというような制約もあって、一概にどちらが有利で適しているとは言えないところでございます。

各団体は、平成25年11月末までに移行申請をしなければなりません。その過程において、改めて各団体が今後どうあるべきか、組織体制や事業内容を見直さなければならないと考えておりますし、このことについては、県としても全面的にバックアップをするような形で、各団体と各所管課が話をしていくということにしております。

なお、土地開発公社等の地方3公社とか、信用保証協会とか、それぞれ特別の法律に基づく法人につきましては、公益法人制度改革の対象ではございません。

最後に18ページでございます。個別は今後というお話をいたしましたけれども、個別の団体については、現在、所管課のヒアリングを行政管理課のほうで行っているところでございます。その時の今後の公社改革の方針といたしまして、私どもが今、考えているところということで、ご説明させていただきたいと思っております。

1点目は「団体の廃止・統廃合」ということでございます。設立の当初の目的が達成された団体や、社会経済情勢の変化等により存在意義が薄れている団体、事業の必要性が低下している団体は、これまでの方針どおり、引き続き「廃止」又は「縮小」の方向で検討をまいります。

また、事業内容が類似している団体や、統合することで組織の合理化や執行体制が強化できる、そういうことが期待できる団体については、「統合」ということも検討をまいります。

さらに、長期負債を抱える団体で、県が損失補償を行っている、廃止が適当なものにつきましては、先ほどご説明いたしました「第三セクター等改革推進債」の活用をし、先送りすることなく「廃止」するという方向ということも検討していかなければならないと考えております。

2点目、「健全経営の確保」ということでございます。一般論ではございますけれども、県が財政的支援を行っている団体につきましては、組織体制のスリム化、管理費の縮減等の経営の健全化を進めますとともに、法人の設立目的に応じました県以外からの事業の受託、自主事業の財源確保に努めるということでございます。

また、県が財政的支援を行っていない団体については、引き続き自立をした経営を確保していただくということでございます。

3点目、「県の人的関与の縮小」でございます。団体運営の自立性、主体性を高めますとともに、経営責任を明確にするためには、県の人的関与を引き続き縮小することを基本に、県職員の派遣については必要最小限度の範囲とすると。

また、県職員が事務局を兼務している団体もございます。こうしたものにつきましても、自前の運営体制が確立できる方向で検討していきたいと考えております。

4点目は、「情報公開の促進等」でございます。これは今もされておりますけれども、さらに経営の透明性を確保する観点から、財務諸表、事業計画、組織・人員管理状況、活動内容などの情報は、積極的に公開していくという方向でございます。

5点目は、先ほど説明いたしました「新公益法人への円滑な移行の支援」でございます。公社等が法定の移行期限であります平成25年11月末までに、公益法人、もしくは一般法人へ円滑に移行できますよう、事務手続等のサポートを県としても行っていくということでございます。

最後に、県OBが公社等へ再就職した場合でございますけれども、これまでどおり公社等からは、退職金等は支払わないことなど、県民の皆様から天下りという批判を受けることがないように適切に運用していくということを考えております。

私からの説明は以上でございます。今まで取り組んできましたこと、今後の検討の方向性ということをご説明させていただきました。委員の皆様のご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(根小田会長)

はい、有難うございました。

それでは今の説明に対するご質問・ご意見等をどうぞ。

(水田委員)

資料の4ページの基本的な方針についてちょっと意見を申し上げます。

先ほど詳しく説明をいただいたんですが、存続をさせる場合に、役員には原則として県

OB を充てないということについて、かなり気にしておられるような口ぶりでしたが、天下り先の確保ということなら話にならないと思いますが、人が必要な組織があって適任者がいるということなら、どんどん OB を活用すべきであると思うし、もう少し堂々とやられたらどうかという気はいたします。少しきれいごとをここへ書いてあるがために、言い訳をしなくてはならないような感じになっていると。

それと、次の項目ですが、給与等は団体の財務状況に応じた制度とすると。つまり財務状況が良い団体は給料が高くて、悪い団体は安いというふうにも読めるんですが、ちょっとこれは、個人的には賛同しかねます。というのは、厳しい内容の団体だから能力の高い経営者を必要とするというようなケースもあると思いますんで、その辺もあまりこんなにきれいごとを書かずに、必要に応じて堂々とやられたらいいような気がします。以上です。

(岡林委員)

先ほどの意見の関連ですが、4 ページはこれまでの取組方針ですから、ボツの 2 つ目の、役員には原則として OB を充てないというのは、その時はそういうことであつたけれども、9 ページの下段の「その他」で、ケース・バイ・ケースで判断するということになっておりますから、今、水田委員が言われたことは、これまでの方針であつたけれども、現実的にはそういったことではないということかなと。

そういった意味では、18 ページの「その他」に退職金を支払わないとありますから、ケース・バイ・ケースということですから、OB を充てないということは、除いておるということと理解していました。

それと、給与の問題もこれには入っていませんね。だから、そういった意味で給与の問題についても、基本的に 16 年、17 年のところに書いてあるけれども、それも現実的に対応されておるから、ことさら給与問題を入れていないのかどうか。

それと、もう 1 つ入れていないのは、資料 3 の基本方針の 4 ページにある、縮小・廃止をした場合に、プロパー職員の処遇について十分配慮すると。これは当然だと思いますけれども、そういったことは、18 ページには書いていませんけれども、これは今までそういったことを言っているの、敢えて再掲をしなかったという意味でしょうか。

(門田行政管理課長)

給与の面に関しては、OB については、20 年に方針を少し変更した時に、やはり上限を設けるという形で通知を出すことを復活させました。

16 年の方針の前には、そういう通知は出しておったんですけど、それを経営状況に応じたことにすべきではないかという考え方に傾いて、そういう上限は全て除けてという形でやっていましたが、一方で OB を役員にはしないと。職員は別ですけど、役員にはしないということの方針も相まって、そういう通知をやめておつたものを 20 年からまた復活させております。それは OB に関してということとございます。

先ほど水田委員のご意見もございましたけれども、一般論として、やはり経営状況を反映すべきところは、考慮していただきたいという部分もあって、それは役員だけでなく、職員の部分もありますので、それを今後の方針としてどういうふうに掲げるかは、先ほどのご意見も踏まえながら、検討していきたいと思います。

それから、プロパー職員のことにつきましては、今回、廃止の方向性を打ち出す団体がどうなるのかということもございますので、当然、廃止の団体が出た場合には、プロパー職員の処遇について、当然、検討していかなければならないと考えております。

(岡林委員)

基本的には、これまでの方針が変わっていないという理解でいいわけですね。

(門田行政管理課長)

はい。

(岡林委員)

それと、もう1つ、水田委員と同じですが、むしろ健全経営の面では、現職の部長・副部長級を派遣しても賃金は県が払わないわけですね、公社側が払うわけです。だから、給料が40万円、50万円の部長・副部長が行く場合と、20万円のOBが行く場合とは全然違うわけですね。だから、現場での財政問題を言うのであれば、高給の現職が来るよりも、OBの10数万円、20万円の人が来てくれたほうが、財政的には助かるという話も聞いたことがあります。

そういった意味で、OBだと主体性が発揮できない、現職の部長級の役員が来れば、公社の意思が外向きに十分反映されるんだという違いはないんじゃないかなと。行った以上は、OBであれ現職であれ、きちんとそこの職責を全うすると。こういう姿勢であれば、ケース・バイ・ケースというようなことをしていますけれども、財政上の問題を考えると、OBの活用も、天下りという視点を抜きにすれば、専門性を持って頑張ってもらおうということも、より良いのではないかと思います。

(根小田会長)

関連しますけど、9ページの県の人的関与の縮小のところの派遣役員数と派遣職員数というのは、両方とも県の職員のままということですか。OBじゃないと。

それで、人件費というのは、団体独自に決めるんですか。

(門田行政管理課長)

団体側が、県職員としての給料分を負担しているという形です。

(根小田会長)

県が25%以上出資する団体の中で、株式会社というのはいくつあるんですか。

(門田行政管理課長)

株式会社は、6団体です。

(根小田会長)

最初の出資は県が行い、その後、毎年財政支援をしたいと思います。例えば、20年度の決算の場合に、県が行っている財政支援というのは、県の財政の中でどれくらいのウエイトを占めているか、わかりますか。

(門田行政管理課長)

12ページの1番最後の行です。財政の内のどれぐらいというのは、ちょっとないんですけども、県の財政支出状況というのが真ん中のちょっと右にあると思います。これですと、株式会社を除く33団体の計で、20億円の負担金・補助金、貸付金が94億円、委託料が27億円という財政負担をしております。

(根小田会長)

県の財政からすると、結構な額ではありますね。

これは20年度ですか。

(門田行政管理課長)

これは20年度決算の状況でございます。

(坂本委員)

8ページに主な実績としまして、15年度の44団体から11団体が減り、廃止とか、統合とか、出資の見直しをされたと書いてあるんですけど、これによって県民生活に支障があるとか、不都合があるとか、そういうことはなかったんでしょうか。

(門田行政管理課長)

直接の影響はなかったです。影響のないような形での引き継ぎとかもしております。

例えば、ふくし交流財団などは、統合ということで県社協と一緒にっており、引き継ぎ行わなければならない業務については、継続して県社協で行っているということもございますので、県民生活への支障ということはないものと考えております。

(坂本委員)

13 ページに負債であるとか、連続で赤字という団体の一覧が載っているんですけど、特に、下から2番目の土佐くろしお鉄道などは、県民の足、大事な足であると考えられますので、かなりの損失が出ていますけど、これも県民の視点から言うと、何とか経営が上手くいくように、県の力を注いでいただきたいと思います。

(那須委員)

いくつか質問と意見なんですけど。例えば、出資比率が25%を下回ると、県とその団体の関係はどう変わるのかというのが1つ。

それから、25%以下の団体は、いくつあるのかということが2点目。

それから、基本方針で民営化ということを書いているんですけど、多分、民営化して良いのは、給料の問題だとか、あるいは民間のほうが効率的だというようなこともあるでしょうが、民営化した事例、どういう状態になったら民営化とおっしゃっておられるのか、その3つをお聞きしたいです。

それと、見直しというのは良いことだと思うんですが、団体の性格は、いろいろなものがあると思うんですね。個別の目的を持っているものと、県と一体となって効率的に行政を推進するという目的のものがあると思います。

むしろ、県職員が自らやるよりも団体に任せてやるほうが効率的だというようなものは、県の部局と一体になって、効率的かどうかという判断をすべきなんじゃないかと思いました。

反対に、ここにある団体で、ここに記載している事業内容とか趣旨とは別に、その役割を本当に果たしているのかというのも、ものすごく気になるんですよ。役割を果たしていないのであれば、中身を見直すなり、縮小するなりということがあって良いんじゃないかと。この表に載っている数字だけでは、そういうようなものは全く見えてこないの、そこを議論させていただけるんだろうかということをお聞きしたいです。

(門田行政管理課長)

1点目の25%の線でございますけど、監査の有無、監査が入れるか入れないかということで、県の関与の度合というものを基準に線を引いたということでございます。

もう一つは50%という線があって、50%を超えると、議会へ決算状況を報告するということになっておりますので、法上は、50%、25%に1つずつ線があって、25%のほうに線を合わせた形でやってきたということでございます。

それと民営化という部分については、実績としてはありません。

どちらかと言えば、廃止という形であって、どうしてもやらなければならないところは、民間セクターがやっているということです。そのまま民営化ということで、事業を渡したことはないです。

それから、25%以下の団体は、15団体ぐらいありまして、例えば高知放送とか、テレビ

高知とかにも出資しておりますので、そういうのを除くと、10そこそこかなと。

今回の資料では、高知ファズを出しております。これは25%未満なんですけれども、少し財務状況が悪いということと、今まで商法法人をこちらとしても一切やっていなかったということもございまして、1つの例として、今回挙げさせていただきました。

それと、役割のことにつきましては、個別の議論の時に、どういう役割で、今もこういう役割を担っていて必要なんだと。存続の場合は、そういう説明をしていきたいと考えております。それに対して、ご意見をいただくような形で進めてまいりたいと考えております。

(岡林委員)

今日は、個別のことはそんなに論議しないという意味は、当然これまでの推進会議で議論して、考え方を個別に出していますね。そういったものをこの検討委員会で事務局が原案を出して、それで意見を求めるという手法で、今年度末にどういった形にするかということが提起されたと思いますが、今後の検討委員会の中で、どんどん議論がされるということで理解していいですか。

1つだけ気になるのは、土地開発公社の問題を9月県議会で知事が答弁をしていますね。今年度の結論というのは、土地開発公社だけを特別視してやるというようなことでもないんですか。

(恩田総務部長)

今申しあげましたように、もう少し個別の話、前回、例えば存続ということになったものについて、今後も存続するのであれば、今どのような状況であって、必要性があるので、今後4年間、5年間は存続させる、もしくは、例えば廃止となっていたもので、廃止をしていないと。こういったように事情が変わっていることについては、事情の変更についてご説明をして、またご意見を伺う、そんな形にさせていただきたいと思っています。

土地開発公社につきましては、先般の議会で申しあげたのは、今、国からの用地国債を処理しておるということで、本来、廃止ということだったんですけれども、そういった用地国債の受け入れをするので、しばらく延期をしますと。要するに、廃止の年度を少し延期し、その間にもう少し考えさせていただきたいという答弁をさせていただいたところでございます。いずれにしても、今度の4、5年間と言えば、土地開発公社については、前回では廃止となっていたと思うんですけれども、それを存続するかどうかについては、昨今の事情とか、土地開発公社の現況と土地の先行取得の必要性とかについて議論をさせていただいて、ご意見をお伺いしたいと考えています。

(衛藤委員)

いくつか質問があります。1つは、これまでの取組、それから今後の方針を拝見してい

でも、中央官庁などと比べると随分厳しくやってこられているという印象を持っています。これは、都道府県であれば大体こういうことを各県でやっているのか、高知県が先行して厳しくやってきているのか、というような相場観を教えていただければというのが1つ。自己評価していただくことになるかもしれませんが。

それから、テクニカルな話なんですけど、13 ページの三セクの負債と経常赤字状況の表を拝見していて、県の損失補償という言葉が時々出てきて、これはうろ覚えなんですけど、いわゆる債務保証とは法的な位置づけが違うというような議論が、何年か前にあったような記憶があるんですが、これは今はどういう整理になっているのかということが2点目。

それから、11 ページから 12 ページにかけての表の中で、経常利益があって結構黒字のところが多いわけですけども、一方で県の補助金・負担金というのが出ていて、これらの団体については、補助金が利益の要因として入ってきているのか。

例えば、12 ページの1 番上の高知県山村林業振興基金。経常利益は 364 万円ということですけど、県からは 700 万円の補助金があって、これがなかったら、赤字だったというふうに見るべきなのかどうかですね。これは表の見方ということですけども。

それから、最後に、同じ表の右側に職員数があって、うち県の派遣と OB の方々という数字が出てまして、職員の方は全部で 444 人、株式会社を除けば 283 人ということで、このうち県の方々を除いたのが、プロパー職員ということだと思んですけど、廃止を決めるとやはりこの方々がどういうふうになっていくのかというのが、ちょっと気になるものですから。それはどういうやり方があるのかということをお教えいただければと思います。

(門田行政管理課長)

他県と比較してどうかということですが、15 年、16 年に打ち出した時はかなり画期的だったと思います。途中で方針は変わっておりますけど、住宅供給公社の廃止などは長野県と本県くらいだったんじゃないかと。

(恩田総務部長)

この時期というのは、宮崎県でリゾート開発法の関係でいろいろな問題を指摘されました。そこで三セクの経営について、非常に言われたんで、一斉に三セクの状況についてやってきたという経緯だと思います。全国的には、こんな感じで三セクの見直しはやってきていると思います。

(門田行政管理課長)

今は健全化法のこともございますし、本県の場合は、健全化法の以前からこういう団体について、将来的に負担すべき債務という形でやってきたということもあると思います。

損失補償の部分については、最高裁の判決では、違うものという整理にはなっておりませんが、やはり同じではないかというような批判もいただいておりますので、本県として

は、財政課の方針として損失補償も駄目だという形での運用をしてきております。

ただ、法的には債務保証と損失補償は違うという整理はあります。

(恩田総務部長)

債務保証は法で書いてある時以外はできないと。

土地開発公社とかは、債務保証していいと書いてあるんですけど、損失補償については何も触れられてないんで、要するに今までの慣例上ずっとやってきていると。そうじゃないと貸してくれないものですから。

ですから、そういう意味では違うんですけど、実態上、結局最後のところになって、損失補償があると県は返さなきゃいけないんですね。それで、実質上、債務保証とそんなに変わらないじゃないかということで、川崎市の例で判決が出て、負けたりしています。

(門田行政管理課長)

要するに、川崎市の場合は、裁判官の意見として駄目だと言いながらも、返す必要がないという結論になっておりましたので、控訴する術がなかった形で、その後に出た荒尾市の損失補償に対する最高裁判決でも、やはり損失補償と債務保証は別個の契約類型だという最高裁の判決は出ております。

従前、総務省、当時の自治省から、損失補償については、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の第3条の規制するところではないという解釈が出ており、その解釈はまだ生きてはいますけど、本県はそういうことではなく、損失補償はしないという形での運用をしてきているというのが現状です。

(衛藤委員)

損失補償はしないと。

(恩田総務部長)

今は、していません。

(衛藤委員)

追加ではしないということですか。新たにはしないということですか。

(門田行政管理課長)

新たにはしないと。

これまでに損失補償をしている分は、森林整備公社を初め、たくさんございます。

(門田行政管理課長)

それと、補助金・負担金の話でございますけど、今ある団体に対して赤字補填のような運営補助はしておりませんので、その事業に応じた補助金なり委託料でやっておりますので、赤字補填ではございません。この補助金がなければという考え方はする必要はないのではないかと考えております。

プロパー職員につきましては、例えば、前回の方針で打ち出しました土地開発公社の部分につきましては、他の法人へ移っていただいたりというようなことでの対応はしてきております。

県の関与の度合いによって、対応していかなくてはいけない部分だと思えます。

土地開発公社とか、いわゆる地方3公社の関与の度合いと25%出資しているとはいえ、それ程の関与はない団体とかいろいろございますので、やはり関与の度合いに応じた県としての対応ということが必要になってくるのではないかと考えております。

例えば、土地開発公社ではそういう形で、存続という結論の出ている他の公社へ移っていただいたというようなこともございます。

(西森委員)

細かいところになってきますが、9ページにある再就職先の団体からは、県のOBには退職金を支払わないというのは、結構、刺激的な話だと思うんです。

ただ、実際には、どういう規定でできるのかという疑問がありまして、ちょっとシステムがよく分かってないんですけど、普通の会社だったら、当然、役員報酬について取締役会で決めるか、あるいは退職金規定が元々普通の職員だったらあたりとかして、目に見える形であるわけですね。

先ほどから通知している、周知徹底しているとおっしゃいますが、県のOBについては、退職金は支払わないという、そんな規定になっているんだろうかという疑問があります。

すごくインパクトのある話だけに、実際、どうなんだろうと思いましたので、教えていただけたら。

(門田行政管理課長)

役員の報酬規程自体は、今、手元にはないんですが、書いてなかったとしても、辞退という形になっているのかもしれませんが、そこらあたりはちょっと各団体の状況を調べてご報告したいと思います。

(西森委員)

詳細を伺ってからということにはなるんだとは思いますが、仮に辞退とか、恣意的なやり方をしているとしたら、いろんな意味で問題が起きる温床になるんじゃないかということも思いました。

仮に辞退されているとしたら、ちょっとお気の毒かなという気もしたりしまして、それ

なら氏名と就職先と、何だったら退職金の額まで公表したほうが余程効果があるんじゃないかということも思いました。今後、また教えてください。お願いいたします。

(根小田会長)

はい、その他。どうぞ。

(坂本委員)

13 ページの固定負債のところの評価と書いてありまして、A とか D とか E とか書いてあるんですけど、この評価というのはどういう基準なのか、教えていただきたいと思います。

(門田行政管理課長)

下の備考欄に書いてありまして、「総務省の定める損失補填等に係る標準評価方式による評価」ということで、正常な償還が見込めるのか、地方公共団体が実質管理しているのか、実質は負担すべき状況なのかという形で、競馬施設公社と森林整備公社は、実質県が負担する債務になってしまっているという評価を、現在はされているということです。

森林整備公社については、一番大きな負債を抱えておりまして、県からの長期借入が 180 億円あります。

一番上に産業振興センターの 110 億円というのがあるんですけど、これは基金として一度、向こうにお渡しして、果実を使っていただいて、最後は返してもらうということです。これは借金ではなく、向こうで基金として積んでいただいている部分ですので、この 110 億円は別物だと思っていただきたいと思います。

(高村委員)

県の方針にも関わらず地産外商公社が作られたんですが、ここの目的というのをちょっと教えていただけませんか。どういうことをやるのか。

(門田行政管理課長)

商法法人をここへは入れていませんけど、商法法人である商品計画機構、これが一方で廃止になって、それに公でやっていく部分を付加した形で一般財団として発足をさせたという形にはなっております。商法法人である第三セクターを廃止して、新たに一般財団として地産外商公社というものが立ち上がったということになっておりますので、一減一増ということです。ここへは商法法人を入れていませんので、商法法人以外ではプラス 1 となっております。

(恩田総務部長)

地産外商公社の業務は、まず1つは仲介あっせん業務です。高知県の産品をいろんな方面に販売していくためのあっせんをするというような業務。

あとは、今日の夕刊に載っていましたが、銀座にアンテナショップを作るということで、11月議会に予算を出すわけですが、アンテナショップの中での小売、テストマーケティングとか、あとは飲食、そういったことをやることによって、高知県の産品を東京の方々に広く深めて、言うなれば高知県の産品を認識していただいて、高知県の産品を買っていただくと。

そういうことで、高知県の一次産業やいろんなものを含めて、付加価値を上げて県民所得を高めていこうという、そういった産業振興計画の1つの芯になるような、地産外商を進めるための1つのツールということで、今回財団を作らせていただいたということでございます。

(高村委員)

同友会の中で議論になったのは、何で産業振興センターがこの役を担わなかったのかということなんですが。そういう意味では、産業振興センターが、仲介、あっせんとかをやっていないからということでしょうか。

(恩田総務部長)

今までの商品計画機構のように株式会社でやる方法も当然あり得ると思いますし、どう法人格を取得するかという議論はしたんですけども、株式会社だと当然、営利を目的とするという形ですが、今回については、どちらかというと高知県の産品を広く普及して広めていくということが主眼なので、営利を目的とするよりも、どちらかというと公益性の高い仕事をしていくということで、一般財団法人という手段を選んだということでございます。

当然、産振センターでやるというような議論もあったわけですが、こちらについては、やはり今まで産業振興センターでやってきた業務とのさび分けとか、地産外商公社というものをつくってやっていったほうが機動的なんじゃないかというようなことで、今回、新しい公社を設立したということでございます。

(高村委員)

では、同じような理由で、民間の既にある企業等には、その役目をお任せしなかったということでしょうか。

(恩田総務部長)

最終的にはいろいろな民間の方々の手助けをするといいますか、要するに地産外商公社が先陣を切っているいろいろな、例えば東京でのフェアみたいなことやっていくと。その中に

いろいろな民間業者の方に入っていただくとか、そういうようなことを通じて、高知県の産品をもっともっと都会にアピールしていこうというようなことでございますので、むしろ民間業者と一緒にやっていこうという趣旨の会社だと考えていただければと思うんですけれども。

(高村委員)

でも、民間にもいろいろあって小売をやっているところもあれば、仲介、あっせんをやっているところもあるんですよ。仲介、あっせんをやっているようなそういうところにとっては、ビジネスチャンスを奪われたかなという気もするんですが。

(根小田会長)

高知県の場合、具体的にそういう会社はいくつかありますか。

(高村委員)

問屋さんがそうですね。

それから、ブローカー的に、小口ですが、いろんな商品を知っていて、こういう商品があるけど売らないかというふうなことでやられているところは結構ありますね。

(恩田総務部長)

いわゆるそういった民間のルートに乗っていけるようなものというのは、多分既に確立されていて、採算が見込めていてというようなところが主なんだとっております。

今回やるのは、まだ都会のほうに出ていけないとか、新しく作ったものをテストマーケティングなんかを通じて、いろんな所にアピールをしていくと。

例えば、そこでモノになったものついて、販路ができたりといったことになれば、民間の方々にバトンタッチをしていくとか、そのようなことも、当然、出てくるんだと思います。まだあまり日の目を見ないような物について、できるだけ東京とかに売り出していくという、そういうような趣旨で考えているということで、ご理解いただければと思うんですけれども。

(高村委員)

あまり日の目を見ない物ばかりやっていると、赤字になるんじゃないですか。

(恩田総務部長)

ですから、そこはなるべく赤字にならないようにするんですけれども、そこはテストマーケティングで、一定の公費をもってやっていかざるを得ないんじゃないかなと。

以前の商品計画機構というのは株式会社で、どちらかといえば、赤字を出さないという

ことで売れる商品を買っていったというようなことでした。今回はもう少し裾野を広くして、そういった商品だけじゃなくて、当然、売れる商品も、多分アンテナショップとかに並ぶんだとは思いますが、それ以外に高知県の産業を興すような新しいものについて、どんどんアピールをしていくと。そういったことを主眼にしていくということで考えています。

ただ、全体としては、当然、税金を使うわけでございますので、トータル的な赤字をいかに抑えていくのかというようなことについては、すごく重要なことではないかと思っています。

(高村委員)

はい、分かりました。

もう1点。今、世の中で賑わっている事業仕分けというのがあるんですが、この外郭団体についても事業仕分けができますか。

民間でできるものは民間でやるのか、あるいは民間でもできるけど行政がやったほうが、いろいろな意味でそういう利益とか、住民のニーズを的確に満たすことができるということだったら、行政が関与しても良いんだろうと。

それから、市町村がやるべきものではないかということで、市町村との仕分け。

それから、県自体ができるんじゃないかと。商工労働部とかそういうところができるんじゃないかというふうなそういうところもチェックしたり、他の団体の仕事と、被っているんじゃないかと。そういう場合には統合したりとかということをやったり。

それから、事業の自立性の有無、つまり実際にはこの団体に出しているつもりなんだけど、全部丸投げして他にやっていると、8割ぐらい他に流しているとかということだったら、わざわざそこに出す必要はないんじゃないかというふうな、そういうことを国の事業仕分けでやっているようなので、公社の数はかなり多いんですけど、各団体について一度事業仕分けみたいなことも考えてみられてはどうかというふうに思いました。

(門田行政管理課長)

そういうようなことも念頭におきながら、考えたいと思います。

(那須委員)

言わないつもりだったんですけど、高村委員が掘り下げられたんで。

地産外商公社の役割は、今、言われた内容だったんですけど、よく考えてみたら民間企業で東京に打って出ようとした時に、商品を練りに練るはずなんですよ。

練りに練った商品で、例えば、銀座デビューすることによってきっかけを持って、それでブランド化するとか、あるいはビジネスチャンスをつかむというのが、本当だと思うので、例えば、アンテナショップだから、たくさん並べてみてというのは、私は違うと思うんで

すよ。要は、売れそうな物を並べるのがアンテナショップであって、日の目を見させる役割じゃないと思うんですね。民間の人は、商売でやっていますから、儲からなかったら赤字を出すわけで、それは絶対にしたくないので練りに練って持って来るはずなんですよ。

練りに練って持って来ない物があつたとしたら、それはちゃんと目利きをしないほうが悪いので、例えばそれを民間で誰がやっているかというところ、総合商社みたいなところ、総合商社でなくてもいいんですけど、商社機能を持ったところがそれを一生懸命やっているような気はするんですけどね。

商社を置いたとしても、練りに練った物を持って行かないと、アンテナショップも効率性が非常に悪いと思うし、産業振興センターの業務と密接不可分なんじゃないかと思ったんですよ。高村委員の指摘を聞いているうちに、ある種、一体じゃないかということも思いました。だからと言って、公社はいらんということじゃないです。

是非、産業振興センターと密接にやってもらったほうがいいのかなど。むしろ公社が目利き機能を果たして、産業振興計画のこれが駄目だと、アンテナショップには置けないというぐらいの目利き機能を果たす公社であってほしいなど。そうでなければ、民間に渡すほうが余程効果があると思いました。

(恩田総務部長)

当然、県の外郭団体ということでございますので、産業振興の関係では産業振興推進部というのが事務局であって、そのところに地産外商公社はぶら下がっておりますけれども、売るのは、農業の部門、水産の部門、後は林の関係もあると思えますし、当然、商業のベースもあると思えます。

そういったことで、各部、それと産業振興センター、こういうようなところと連携を取ってやっているという状況でございます。そこは委員がおっしゃったように密にやっぴかなきゃいけないと思っています。

アンテナショップというのは、都会に売り込むためのツールだと思っています。ですから1番のメインは、都会のいろんな所に高知県の産品を今まで以上に売り込んでいくという、そういったことが多分一番大事で、その1つのツールとして多くの方に知ってもらうために、銀座とかでテストマーケティングをするアンテナショップということで、知ってもらうということだと思います。いろんな所へ高知県産品を売り込んでいくと、それが1つの大きな地産外商公社の柱ではないかと考えております。

今、おっしゃったように産振センターとか、それから県とも十分に連携をしながらやっていかないと、なかなか上手くいかないのではないかと考えていますので、そういったことについては肝に銘じてやっていきたいと思っています。

(根小田会長)

知事がおっしゃるには、商品計画機構というのは商社なので、売れ筋しか扱わないと。

リスクがあるというか、やってみないと分からんようなものは、扱わないと。そういう物を県のほうがリスクを負担してやりたいんだということはおっしゃってありました。

それと関連して、地産外商公社は、商品計画機構が扱うものと、対象の量も投入する金も全然違うだと、おっしゃっていました。

それから、食品加工でもなんでもいいんですけど、売り込むという時に、今まで商品計画機構でもやってきたんですね、アパレルとか魚醤とか。しかし、両方とも失敗したんですね。流通のプロを呼んできてやったわけですが、それもうまくいかなかったわけですよ。それで、売れ筋の商品に限定して安定的にやってきたというのが実態ですね。

その辺の総括はきちっとできているのかということをおもいますが、そのところをやっぱりきちっと総括しておかないと。いろんなプロにアドバイスを受けてやっても、上手くないケースもあり得るというようなことで、ちょっとその点が心配なんですよ。

(那須委員)

多分、他県でやっているようなアンテナショップじゃまずいと思うんですよ。一生懸命考えて商品化したけど、ネームバリューがなかったり、あるいは知ってもらっていないという時の最後の一押し、一山越えるためのアンテナショップであったり。ただ置いているだけじゃ駄目だと思うんですよ。それをどうするかというのが公社の役割だと私は思うんですよ。

だから、リスクは当然あるわけで、練りに練ったってリスクはあるわけで、それを積極的に県がリスクを取る形で、公社が機能するということがあったら株式会社から公社になった意義があると思います。

株式会社だから売れ筋しか扱わないというんじゃなくて、公社へも一生懸命企業が考えた売れ筋を持って来るわけであって、そこは変わらんと思うんですよ。会社であろうと公社であろうと売れ筋を持ってくるわけで、同じようにリスクを持つわけですよ。どんなに売れると思っていてもリスクはあるんで、それを民間の体力がなくて、東京デビューができないものをデビューさせてあげると。立ち上がったら、あとは自立していって下さいよというのが本当のアンテナショップであり、公社の役割だと思うんですよ。

株式会社だから駄目で、公社だから良いということは私は当たらないと思うんです。でもリスクを取るという、一山越えるためにリスクを取ってあげるといふ県の役割は重要だと思います。

(恩田総務部長)

いろいろとご意見が出てきております。改革の期間に新しく1団体設立された公社というのは特異性もあると思いますし、私どもとしては、次回に悪い所のものをいろいろご説明をさせていただこうと思ったんですけれども、いろんなご議論もあると思います。今後の存続に向けてどのような方向が良いのかという、今委員がおっしゃったご議論もあ

と思いますので、次回、この悪い所にプラスして、地産外商公社についても担当のほうからきちんと説明をさせていただいたほうが、私のつたない説明ではなかなかご理解いただけないところもあると思いますので、そのような形で担当部局に出てもらって、これからの在り方についてもご議論させていただければと。存続を前提に、ご議論させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

(根小田会長)

はい、その他ございませんか。予定の時間も迫っておりますが。

それでは、本日の2つの議題についての意見交換を終わりにして、その他ということで何か事務局からございますでしょうか。

(門田行政管理課長)

次回の委員会の日程についてですが、お忙しいところで申し訳ございませんが、年内にはもう1回開催したいと思っておりますけど、日程はまた調整後、連絡をさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、次回、公社ができるかどうか、また検討をさせていただきたいと思いますが、年内にはもう1回やらせていただきたいと思いますので、お忙しいところ恐れ入りますが、よろしくお願いします。

(根小田会長)

今回は、県のほうで大体考えておられる行革プランの考え方だとか、骨組みだとか、そういうことを提示される予定ですか。

(門田行政管理課長)

できればということで。申し訳ありませんが、今の段階では確約できません。

(根小田会長)

難しければ、次回はまた別の議題でと。

(門田行政管理課長)

またご連絡申し上げますので、よろしくお願いします。

(根小田会長)

はい、分かりました。

今後、日程調整をさせていただきます。

それでは、本日の委員会を以上で終了させていただきたいと思います。どうもお疲れ様

でした。